破産手続廃止

平成２５年（フ）第９２３９号
東京都練馬区田柄２丁目38―32、開始決定時の住所東京都練馬区北町５丁目18―３
破産者　志伊良幸一
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２７７号
東京都北区赤羽３丁目26番18―303号
破産者　株式会社トップテック
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２７８号
東京都荒川区荒川３丁目76―１―501、開始決定時の住所東京都北区赤羽３丁目26―18―303　モア・クレスト赤羽２番館
破産者　杉尾　恭一
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２８８号
埼玉県越谷市大字下間久里554―７
破産者　株式会社ＴＨＣ
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２８９号
埼玉県越谷市大字袋山1628―14、開始決定時の住所埼玉県越谷市宮本町３丁目45―４―201
破産者　上石　哲也
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３３２号
東京都豊島区巣鴨３丁目１番16号
破産者　小元土地建物株式会社
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３３３号
東京都北区豊島５丁目６―12―405
破産者　小元　廣吾
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３４６号
東京都葛飾区東金町５丁目41番４号
破産者　株式会社佐野建設
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３４７号
神奈川県横浜市栄区本郷台３丁目17―12　影島方
破産者　佐野　喜信
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３８２号
埼玉県さいたま市中央区本町東２丁目14番15号
破産者　Ｅ．Ｖ．Ｅ．ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３８４号
埼玉県さいたま市中央区新中里１丁目８―８―409
破産者　西崎　　清
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３９０号
東京都足立区西竹の塚２丁目４番21―902号
破産者　トーアマシナリー株式会社
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４２１号
長野県松本市城東２丁目３番14号
破産者　株式会社ビーゼットアイ
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４２２号
長野県松本市大字和田1300―３
破産者　牧田　正行
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４３３号
東京都杉並区浜田山３丁目24番16号
破産者　有限会社ブティック諒
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４３５号
東京都杉並区浜田山３丁目33―７　パークフラット
破産者　佐藤　律子
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４７７号
東京都品川区大崎４丁目１番７号
破産者　丸尾商会株式会社
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４７８号
神奈川県座間市入谷５丁目1823―１
破産者　丸尾　　享
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１１６号
埼玉県川口市芝中田１丁目41―24
破産者　川連　　昇
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２０２号
東京都江東区辰巳１丁目９―53―304
破産者　相沢　雅俊
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２１８号
東京都練馬区大泉町６丁目６―13―101
破産者　岡田　春尾
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部